

地下 水 汚 染 の 状 況

この調査結果は、水質汚濁防止法第16条第1項の規定により策定された令和3年度地下水の水質測定計画に基づき、市が実施した地下水の水質汚濁の状況を常時監視した結果を取りまとめたもので、同法第17条の規定に基づき公表するものです。

1 調査方法の概要

(1) 測定期間

令和3年4月～令和4年3月

(2) 実施機関

郡山市環境保全センター

(3) 調査の区分及び測定項目

調査の区分は表1に示し、調査地点及び調査項目は表2に示すとあります。

表1 調査の区分

調査の区分	調査内容等
概況調査	地域の地下水の水質の概況を把握するために実施する地下水の水質調査であり、下記の二つに区分される。
ローリング方式	測定地点は、県内を緯経度法により概ね10km四方のメッシュに区分して、山間部を除いて各メッシュから原則として1箇所の井戸を選定し、ローリング方式により5年程度のサイクルで全メッシュを調査する。
定点方式 (事業場周辺)	有害物質を使用又は製造している工場・事業場の構内にある井戸又はその周辺の直近にある井戸を調査する。
継続監視調査	概況調査及び汚染井戸周辺地区調査により確認された汚染の継続的な監視等、経年的なモニタリングとして定期的に実施する調査。

表2 地下水に水質調査地点及び調査項目

調査区分	調査地点	調査項目
概況調査	中田町中津川地内 1地点	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、アルカリ水銀、ポリ塩化ビフェニル、ジクロロメタノ、四塩化炭素、クロロエレソ、1,2-ジクロロエタノ、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタノ、1,1,2-トリクロロエタノ、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロパン、チラウム、シマジノ、チオヘンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素、1,4-ジオキサン、ダイエキシン類、ペルフルオロオクタノン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)
	大槻町地内 1地点	
	田村町	全シアン、総水銀、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、セレン、ほう素
	安積町 安積町 日和田町	
継続監視調査	市内15地点	鉛、クロロエチレン、ジクロロメタノ、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタノ、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタノ、1,1,2-トリクロロエタノ、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素

2 調査結果の概要

表3及び表4に概要を示しました。

(1) 概況調査

ア ローリング方式

2地点のうち、環境基準を超過した地点はありませんでした。

イ 定点方式（事業場周辺）

4地点のうち、環境基準を超過した地点はありませんでした。

(2) 継続監視調査

15地点のうち、環境基準を超過したのは5地点でした。

表3 調査結果の概要（その1）——汚染井戸、未汚染井戸数

調査の種類	汚 染 井 戸		未汚染 井戸数	調 査 井戸数
	環境基準値超 過井戸数	環境基準値以内 井戸数		
概況 調査	ローリング方式	0	0	2
	定点方式（事業場周辺）	0	0	4
継続監視調査	5	5	5	15
合 計	5	5	11	21

表4 調査の概要（その2）——環境基準超過の項目及び濃度範囲

調査の種類	環境基準 超過項目	基準超過地点数 ／測定地点数	超過範囲 (mg/L)	環境基準 (mg/L)
概況 調査	ローリング方式	—	0／2	—
	定点方式（事業場周辺）	—	0／4	—
継続監視調査	クロロエチレン	2／3	0.0056～0.0080	0.002
	1,2-ジクロロエチレン	4／12	0.059～0.40	0.04
	トリクロロエチレン	1／12	0.44	0.01
	ふつ素	1／1	1.0	0.8
合 計（実数）		5／21	—	—

※複数の項目で基準超過している地下水あり。

3 環境基準値超過の汚染の原因

環境基準値超過の汚染が確認され、超過した項目等については下表のとおりです。

表5 継続監視調査

調査地点	環境基準値超過項目	汚 染 原 因
笛川周辺地区1	クロロエレン 1,2-ジクロロエレン トリクロロエレン	事業者による原材料や廃棄物の不適切な取扱いや漏洩等が原因と推定。
富久山町福原周辺地区1	1,2-ジクロロエレン	周辺事業場の原材料や廃棄物の不適切な取扱いや漏洩等が原因と推定。
栄町周辺地区	クロロエレン 1,2-ジクロロエレン	事業者による原材料や廃棄物の不適切な取扱いや漏洩等が原因と推定。
昭和周辺地区	1,2-ジクロロエレン	原因不明。
富久山町福原周辺地区	ふっ素	周辺に当該物質を使用している事業場が無いことから自然由来による汚染と推定。

4 調査結果に基づく行政対応

(1) 井戸所有者への飲用指導等

井戸所有者に対しては調査結果を通知するとともに、保健所と連携して飲用指導及び利用方法についての助言を行っています。

(2) 工場・事業場への指導

汚染地区の周辺に立地するトリクロロエチレン等の使用工場・事業場に対しては、

- ア 当該物質の日常の取扱いに注意する。
- イ 排水処理施設の管理徹底。
- ウ 排水系路の管理及び廃棄物の取扱いに万全を期す。
- エ 観測井戸の設置及び定期的な地下水のモニタリング。
- オ 早期の汚染浄化を行う。

などを指導しました。